

第1節 非常参集職員の活動

全 部

町内に地震が発生した場合、町は、災害応急対策を迅速かつ協力を推進するため、法令及び防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期すとともに、防災関係機関の協力を得て災害応急対策活動を実施する。

具体的な計画については、第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」に準ずる。ただし、動員配備体制等については、次により行う。

1 活動体制

災害対策活動を円滑に実施するため、状況下に応じ以下の活動体制をとる。

| 活動体制 | 活動内容 | 活動開始基準 | 活動期間 |
|---------|--|---|---|
| 第一次警戒体制 | ○事態に対処するため、情報収集、伝達を行う。 | ○震度3又は震度4の地震が発生したとき。 ○災害が発生するおそれがあるときで、町長が必要と認めたととき。 | 活動開始基準に該当したときから次に該当するときまで ○警報等が解除されたとき。 ○総務課長が配備の必要がないと認めたととき。 ○他の体制に移行したとき。 |
| 第二次警戒体制 | ○各部局連絡網の確認、情報収集・伝達等を行う。 ○各部局が所管する施設、危険箇所等の点検・パトロールを行う。 ○状況により、災害警戒本部を設置する。 | ○第一次警戒配備の状況下で町長が必要と認めたととき。 | 活動開始基準に該当したときから次に該当するときまで ○警報等が解除されたとき。 ○町長が配備の必要がないと認めたととき。 ○他の体制に移行したとき。 |
| 非常体制 | ○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒体制を強化し、応急対策の準備を整える。 ○事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置し、応急対策が円滑に実施できる体制とする。 | ○震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 ○その他町長が必要と認めたととき。 | 活動開始基準に該当したときから次に該当するときまで ○警報等が解除されたとき。 ○町長が配備の必要がないと認めたととき。 ○他の体制に移行したとき。 |
| 緊急体制 | ○広域的又は大規模な災害に対処する体制とする。 ○災害対策本部を設置し、 | ○町全体にわたり大規模な災害が発生した場合で、町長 | 活動開始基準に該当したときから次に該当するときまで ○町長が指示したとき。 |

| | | | |
|--|---|--------------------------------|---------------|
| | 町の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、各所属職員全員を配備する。 ○事態の推移により必要な人員による体制を構築する。 | が指示したとき。 ○震度6弱以上の地震が発生したとき。 | ○他の体制に移行したとき。 |
|--|---|--------------------------------|---------------|

2 配備体制の決定及び配備指令の伝達

(1) 勤務時間内

ア 総務課長は地震情報、災害に関する情報等を入手したときは、直ちに町三役に報告するとともに、震度5弱以上の地震の場合には災害対策本部会議を開催するため、各課長等に通知する。

イ 総務課長から報告を受けた町長は、前記1に掲げるいずれかの配備を命ずる。

ウ 町長が配備を指示したときは、総務課長は関係課長に配備指令を伝達するとともに、庁内放送により職員に周知する。

エ 関係課長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる。

※事態が緊急を要する場合や災害が発生し被害情報を入手した場合、総務課長は町三役に報告を行うとともに、関係課長に対し必要な要員を確保して応急対策に当たるよう通知する。

(2) 勤務時間外

ア 当直者は地震情報、災害に関する情報等を入手したときは、直ちに総務課長（連絡が取れない場合は庶務係長）に報告をする。

イ 当直者より報告を受けた総務課長（庶務係長）は、町三役に報告するとともに、震度5弱以上の地震の場合には災害対策本部会議を開催するため、各課長等に登庁するよう電話等により通知する。

ウ 総務課長（庶務係長）より報告を受けた町長は、配備が必要であると認めたときは、前記1に掲げるいずれかの配備を命ずる。

エ 町長が配備を指示したときは、総務課長（庶務係長）は関係課長に配備指令を電話等により伝達する。

オ 関係課長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる。

※事態が緊急を要する場合や災害が発生し被害情報を入手した場合、総務課長は町三役に報告を行うとともに、関係課長に対し必要な要員を確保して応急対策に当たるよう通知する。

(3) 職員の自主参集

町内に震度3以上の地震が発生した場合には、自動的に前記1のいずれかの配備体制をとるため、配備要員に指定されている職員は、配備指令によらずとも自主的に役場庁舎に参集する。

特に震度6弱以上の地震が発生した場合は、自動的に災害対策本部を設置することとなるため、すべての職員が自主参集する。

3 動員配備体制の一般的基準

| 部 名 | 所属課等 | 第一次警戒体制 | 第二次警戒体制 | 非 常 体 制 | 緊 急 体 制 |
|------------------------------|--------------|-------------------------------|----------------------|-----------------|---------|
| 本部会議 (町長、副町長、教育長、 課長等) | | | 警戒対策本部 (課長、係長等) | 災害対策本部 | 災害対策本部 |
| 総務部 | 総務課 | 課長 庶務係長 広報情報係長 庶務係1名 | 所属職員全員 | 所属職員全員 | 全職員 |
| | 消防課 (消防署) | 課長 消防係長 | 所属職員全員 消防団長 | 所属職員全員 消防団長 | |
| 財政対策部 | 企画財政課 | | 課長 | 課長 所属係長全員 | |
| 災害調査部 | 税務課 | | 課長 | 課長 所属係長全員 | |
| 会計対策部 | 会計課 | | 会計管理者 | 会計管理者 所属係長全員 | |
| 住民生活対 策部 | 町民課 | | 課長 環境衛生係長 | 課長 所属係長全員 | |
| 保健福祉対 策部 | 保健福祉課 | | 課長 | 課長 所属係長全員 | |
| 産業経済対 策部 | 産業経済課 | | 課長 農政係長 耕地林務係長 | 課長 所属職員全員 | |
| 建設対策部 | 建設課 | | 課長 所属係長全員 | 課長 所属職員全員 | |
| 教育対策部 | 教育委員会 | | 教育次長 | 教育次長 所属係長全員 | |
| 議会対策部 | 議会事務局 | | 事務局長 | 事務局長 議会係長 | |
| 計 | | 6名 | | | 120名 |

※1 各課長（各部長）等は災害状況により人員を増減することができる。また、総務課長は時間外については状況により当直者を増やす等の措置を講ずる。

※2 各体制において、掲載のない職員は自宅待機

第2節 災害情報の収集・連絡活動

地震災害が発生した場合、各防災関係機関（調査責任機関）は直ちに災害時における被害状況調査体制を取り、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

具体的な計画については、第2編第2章第3節「災害情報の収集・連絡活動」に準ずる。ただし、長野地方気象台が発表・伝達する地震情報は次のとおりである。

(1) 震度速報

震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報

地震発生後約2分で、震度3以上を観測した地域名と観測された震度を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。

(2) 地震情報（震源に関する情報）

震源速報を発表した地震に対して、津波予報を行う必要がないことが分かった時点で発表する情報

地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）、震央地名及び津波の心配なしからなる。

なお、確実に津波などの発生がないと判定できない場合には、発表はしない。

(3) 地震情報（震源・震度に関する情報）

長野県内震度観測点で震度3以上、隣接県（新潟・群馬・埼玉・山梨・静岡・愛知・岐阜・富山の各県）内で震度4以上、その他の都道府県で震度5弱以上を観測した場合に発表する情報

地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名からなる。

また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その事実も含めて発表する。

(4) 地震情報（地震回数に関する情報）

地震の震央が長野県内及び隣接県内で、活発な群発地震時や余震活動時に、時間当たりの震度1以上を観測した地震及び地震計に記録された地震の回数を知らせる情報

(5) 各地の震度に関する情報

長野県内震度観測点で震度1以上を観測した場合に発表する情報

地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。

また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その事実も含めて発表する。

| 節 | 節名 | 風水害対策編 参照ページ | 各節の使用 方法 |
|------|---------------------|-----------------|--|
| 第3節 | 広域相互応援活動 | 242 | <p>「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に |
| 第4節 | ヘリコプターの運用計画 | 251 | |
| 第5節 | 自衛隊災害派遣活動 | 255 | |
| 第6節 | 救助・救急・医療活動 | 260 | |
| 第7節 | 消防活動 | 262 | |
| 第8節 | 水防活動 | 264 | |
| 第9節 | 災害時要援護者に対する応急活動 | 268 | |
| 第10節 | 緊急輸送活動 | 270 | |
| 第11節 | 障害物の処理活動 | 273 | |
| 第12節 | 避難収容活動 | 281 | |
| 第13節 | 孤立地域対策活動 | 290 | |
| 第14節 | 食料品等の調達供給活動 | 292 | |
| 第15節 | 飲料水の調達供給活動 | 294 | |
| 第16節 | 生活必需品の調達供給活動 | 296 | |
| 第17節 | 保健衛生、感染症予防活動 | 297 | |
| 第18節 | 死体の捜索及び処置等の活動 | 299 | |
| 第19節 | 廃棄物の処理活動 | 301 | |
| 第20節 | 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動 | 303 | |
| 第21節 | 危険物施設等応急活動 | 304 | |
| 第22節 | 上水道施設応急活動 | 308 | |
| 第23節 | 下水道施設応急活動 | 310 | |
| 第24節 | 通信施設応急活動 | 321 | |
| 第25節 | 災害広報活動 | 322 | |
| 第26節 | 土砂災害等応急活動 | 324 | |

第27節 建築物災害応急活動

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

1 公共建築物

- (1) 庁舎、社会福祉施設、医療機関、町営住宅、町立小・中学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。
- (2) 被害状況により、応急危険度判定士の派遣要請を行う。

2 一般建築物

- (1) 被害状況を把握し、被災住宅等の応急危険度判定を行い、危険防止のための必要な措置を講ずる。
- (2) 被害状況により、応急危険度判定士の派遣要請を行う。
- (3) 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

〔建築物の所有者等〕

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し、危険箇所への立入禁止等必要な措置を講ずる。

3 文化財

町教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、県指定文化財等に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

〔所有者〕

- (1) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
- (3) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、町教育委員会の指導を受けて実施する。

| 節 | 節名 | 風水害対策編 参照ページ | 各節の使用 方法 |
|------|------------------|-----------------|--|
| 第28節 | 道路及び橋りょう 応急活動 | 326 | 「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 |
| 第29節 | 河川施設等 応急活動 | 327 | <ul style="list-style-type: none"> ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に |

第30節 二次災害防止活動

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

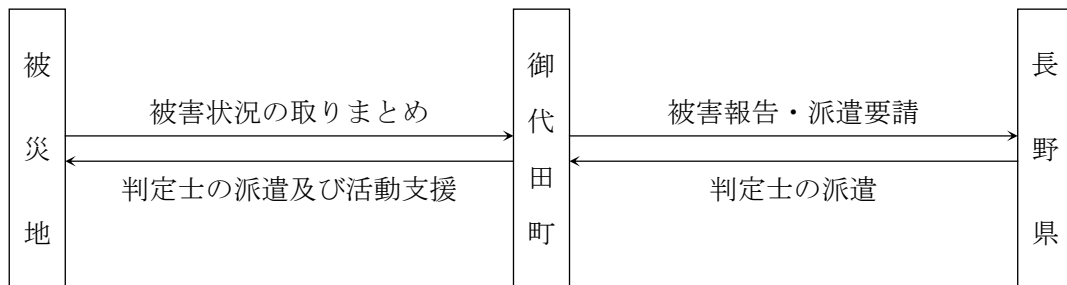
1 構造物に係る二次災害防止対策

- (1) 余震等による道路・橋りょう等の構造物の倒壊等の二次災害を防止するため、施設の応急点検を行うとともに、県等関係機関と連携を図り交通規制やう回道路の選定等を行う。
- (2) 二次災害を防止し、かつ、他の応急対策がスムーズに実施できるよう、道路・橋りょうの応急復旧活動を速やかに実施する。

2 建築物に係る二次災害防止対策

建築物に係る二次災害を防止するため、施設の応急点検を実施するとともに、次の事項を整備の上、佐久地方事務所建築課を通じて応急危険度判定士の派遣要請を行う。

- (1) 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定
- (2) 被災地域への派遣手段の確保及び案内
- (3) 応急危険度判定士との連絡手段の確保



3 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 危険物関係

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入りを制限する。

ア 危険物施設の緊急使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対し

て指導する。

(2) その他

高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害防止活動については、佐久広域連合消防本部及び関係機関と協力して、施設管理者、住民等に対して指導徹底する。

4 河川施設の二次災害防止対策

- (1) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。
- (2) その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。
- (3) 災害防止のため、応急工事を実施する。
- (4) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
- (5) 必要に応じて、水防活動を実施する。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

県土木部が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

| 節 | 節名 | 風水害対策編 参照ページ | 各節の使用 方法 |
|------|-----------|-----------------|--|
| 第31節 | ため池災害応急活動 | 329 | 「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に |

第32節 農林産物災害応急活動

産業経済対策部

被害状況の早期・的確な把握に努め、農林産物被害の拡大防止を図るとともに、農作物・森林の病虫害や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、二次災害防止のため倒壊した立木等の除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

1 農業用施設応急対策

かんがい用排水路、農道等の施設が地震により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な処置をとるとともに、被害の影響が及ぶ付近住民に対しても通報し、農作物の被害及び人的災害の防止を図る。

2 農作物応急対策

(1) 被害状況の把握及び報告

町は、佐久農業改良普及センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を佐久地方事務所に報告する。

(2) 災害対策技術の指導

農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底する。

〔住 民〕

(1) 町等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止対策を実施する。

(2) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

3 畜産物災害応急対策

(1) 病虫害の駆除

ア 地震災害が発生したときは、畜舎を清潔に保つため、ネズミ、害虫等の防除の徹底について指導に努める。

イ 町長は、被災地における病家畜の早期発見に努め、家畜及び畜舎施設等の被害状況を佐久家畜保健衛生所に報告する。

ウ 家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、佐久家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。

エ 伝染病による家畜の病死又は広域感染のおそれのある病気が発生したときは、関係機関と連携し病家畜の出荷停止、死亡獣畜の埋却及び焼却並びに畜舎内外の消毒の徹底に努める。

(2) 飼料の確保

震災時においては、畜産農家に対し自給飼料の確保に最大限の努力をするよう指導し、万一手持飼料が不足し、又は供給機関からの供給が途絶えたときは、県に要請する等飼料の確保に努める。

また、貯蔵に際しては品質を損なわないよう指導する。

4 林産物災害応急対策

- (1) 町は、佐久森林組合等関係機関と協力し被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。
- (2) 災害により倒木、折損木等の被害を大量に受けたときは、森林病虫害の発生防除のため折損木等の早期除去を指導するものとし、状況に応じて薬剤散布の徹底に努める。

〔住 民〕

町等が行う被災状況調査や応急復旧に協力する。

第33節 文教活動

小学校、中学校、幼稚園及び保育園（以下この節において「学校等」という。）は、多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時においては、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、町及び県は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

1 児童生徒等に対する避難誘導

学校長等は、地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

(1) 第一次避難場所への避難誘導

ア 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。

イ 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。

(2) 第二次避難場所への避難誘導

ア 第一次避難場所が危険になった場合は、町長の指定する避難場所施設等（以下「第二次避難場所」という。資料8-1参照）、より安全な場所に児童生徒等を誘導する。

イ 保護者にはあらかじめ第二次避難誘導場所を周知しておくとともに、学校等に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

ウ 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たるとともに、避難状況を県教育委員会、町及び関係機関に報告又は連絡する。

(3) 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

ア 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全を配慮し、下校の方法を決定する。

イ 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童生徒等の状況により、帰宅させることが困難な場合は、学校等又は避難所において保護する。

2 応急教育計画

(1) 県教育委員会の指導及び支援を得て、町教育委員会は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

ア 学校等施設・設備の確保

- (7) 学校等施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- (4) 学校等施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

イ 教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

ウ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

- (2) 学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。

ア 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、町教育委員会、町及び関係機関へ報告又は連絡する。

イ 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は町教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

ウ 教育活動

- (7) 災害の状況に応じ、町教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- (4) 被災した児童生徒等を学校等に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
- (7) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導に当たる。
- (5) 授業の再開時には、町及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

エ 児童生徒等の健康管理

- (7) 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
- (4) 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

オ 教育施設・設備の確保

- (7) 学校等施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。
- (4) 施設・設備が災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- (7) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。

カ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、県教育委員会と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

3 教科書の供与等

(1) 教科書の供与

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。町における調達が困難なときは、教育事務所を経由して県教育委員会に調達の斡旋を依頼する。

(2) 就学援助

町教育委員会は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

| 節 | 節名 | 風水害対策編 参照ページ | 各節の使用 方法 |
|------|----------------|-----------------|--|
| 第34節 | 飼養動物の保護対策 | 336 | <p>「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に |
| 第35節 | ボランティアの受入れ体制 | 337 | |
| 第36節 | 義援物資、義援金の受入れ体制 | 338 | |
| 第37節 | 災害救助法の適用 | 339 | |